

「認可保育所等設置支援事業の実施について」新旧対照表

改正後	現行
<p>雇児発0331第30号 平成29年3月31日</p> <p>第一次改正 子発0424第1号 平成30年4月24日</p> <p>第二次改正 子発0329第18号 平成31年3月29日</p> <p>第三次改正 子発1128第1号 令和元年11月28日</p> <p>第四次改正 子発0207第1号 令和2年2月7日</p> <p>第五次改正 子発0312第3号 令和2年3月12日</p> <p>第六次改正 子発0331第10号 令和2年3月31日</p> <p>第七次改正 子発0501第2号 令和2年5月1日</p>	<p>雇児発0331第30号 平成29年3月31日</p> <p>第一次改正 子発0424第1号 平成30年4月24日</p> <p>第二次改正 子発0329第18号 平成31年3月29日</p> <p>第三次改正 子発1128第1号 令和元年11月28日</p> <p>第四次改正 子発0207第1号 令和2年2月7日</p> <p>第五次改正 子発0312第3号 令和2年3月12日</p> <p>第六次改正 子発0331第10号 令和2年3月31日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p>
<p>認可保育所等設置支援事業の実施について</p>	<p>認可保育所等設置支援事業の実施について</p>
<p>地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年7月4日雇児発0704第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成28年7月4日雇児発0704第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成27年4月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。ただし、平成28年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。</p>	<p>地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年7月4日雇児発0704第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成28年7月4日雇児発0704第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成27年4月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。ただし、平成28年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。</p>

1～2 略

別添1～別添4 略

別添5

保育環境改善等事業実施要綱

1～3 略

4 対象事業の制限

(1) 略

(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。(ただし、障害児受入促進事業、病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業及び病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業を除く。)

(3)～(4) 略

(5) 安全対策事業については、以下①～⑤を満たすものとする。(ただし、②～⑤については、新型コロナウイルス感染症対策として実施する場合を除く。)

① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設(認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として安全対策事業を実施する場合は、公立公営の施設及び事業所、並びに証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても、対象とする。

② 対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、③に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。

③ 対象機器については、②に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器(例：午睡チェック、無呼吸アラームなど)とする。

※ 機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

④ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

1～2 略

別添1～別添4 略

別添5

保育環境改善等事業実施要綱

1～3 略

4 対象事業の制限

(1) 略

(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。(ただし、障害児受入促進事業、病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業及び病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業を除く。)

(3)～(4) 略

(5) 安全対策事業の実施に当たり、対象施設等については、「保育所等における事故防止推進事業の実施について」(平成31年2月13日子発0213第1号)の別紙に定める「保育所等における事故防止推進事業実施要綱」に準じて行うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として安全対策事業を実施する場合は、公立公営の施設、事業所についても、対象とする。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

⑤ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

(6) ~ (10) 略

5 略

(6) ~ (10) 略

5 略